

## 学費等軽減補助についてのお知らせ

学費等の軽減補助については、生徒を通じて配付された封筒内の書類をよくお読みいただき、

### ・申請される場合 **原則として「申請する意思がある」の意向登録をしてください**

→「申請(不申請)フローチャート」に従って、該当する番号の【就学支援金オンライン申請システム e-Shien 申請者向け利用マニュアル】を下記より確認していただき、**システムでのご登録**と併せて**必要書類**を下記【提出書類】よりダウンロードのうえ印刷して本校までご提出ください。

#### 【提出書類】

- ①就学支援金等に関する確認書
  - ②「高等学校等就学支援金」等のための給付金振込口座届
  - ③個人番号カード(写)等貼付台紙
  - ④埼玉県父母負担軽減事業補助金申請書
  - ⑤海外勤務誓約書
  - ⑥離婚等誓約書
  - ⑦-1 埼玉県私立高等学校等奨学のための給付金受給申請書
  - ⑦-2 委任状(様式第8号)
  - ⑦-3 生業扶助(高等学校就学費)受給証明書(様式第11号)
- ※いずれの書類も全てA4サイズで印刷してください(①、⑦-1は両面印刷)

#### 【提出書類の記入見本】

- ③<見本>個人番号カード(写)等貼付台紙
- ④<見本>埼玉県父母負担軽減事業補助金申請書
- ⑦-1<見本>埼玉県私立高等学校等奨学のための給付金受給申請書
- ⑦-2<見本>委任状(様式第8号)

#### 【就学支援金オンライン申請システム e-Shien 申請者向け利用マニュアル】

- ①共通編
- ②新規申請編
- ③継続届出編
- ④変更手続編
- ⑧臨時支援金申請編

なお、「家計急変世帯」については、上記に加えて別途提出が必要となる書類があります。併せて、申請フローも異なる場合があります。該当すると思われる場合は本校就学支援金等担当までご連絡をお願いいたします。

### ・申請されない場合 **!!注意!! 就学支援金・所得制限の一部を事実上撤廃した臨時支援金のいずれも受給できなくなります**

→「申請(不申請)フローチャート」に従って、上記の【就学支援金オンライン申請システム e-Shien 申請者向け利用マニュアル】②新規申請編または③継続届出編を確認していただき「**申請する意思がない**」の意向登録をしてください。

以上